

きりのみりいオフィシャルファンクラブ会員規

第 1 条 (目的)

ファンクラブは、リアル羊毛フェルト作家 きりのみりい (以下 アーティスト) を応援する会員によって構成され、アーティストを応援することを 目的とします。ご入会いただいた会員は、全てこの規約に同意いただいたものとみなされるものとします。

2 第 2 条 (会員)

1. この規約において「会員」とは、日本国内にてファンクラブの指定する手続きに基づき、この規約を承諾の上、ファンクラブ所定の方法にて入会を申込み、ファンクラブがこれを承認した個人とします。なお、ファンクラブの判断により、入会が認められない場合がありますのでご了承下さい。

2 入会の際に会員が申告する登録情報の全ての項目に関して、虚偽の申告は一切認めないものとします。

3 同一個人で複数の会員登録はできません。また、未成年者の入会申込みにあたっては、親権者の同意が必要です。

4 住所、氏名、電話番号、その他の登録情報に変更が生じた場合、会員は速やかに所定の変更手続きを行うものとします。

5 会員は、入会金、会費、申し込み手数料及びそれらにかかる消費税相当額を納入するものとします。

6 ファンクラブが入会を承認した場合、会員に会員証が発行されます。

7 会員は、会員証を紛失した場合、速やかにファンクラブに通知し再発行の手続きをとるものとします。なお、会員は、会員証再発行にかかる所定の再発行手数料と送料を当協会が指定する方法で支払います。

8. 会員期間はファンクラブが入会承認をした月の翌月より一年とします。

9. 会員期間満了後も会員継続を希望される場合は、期間が満了する日までに所定の会費を納入します。有効期限から 3 ヶ月 経過すると、再入会手続きが必要です。継続用振込用紙が届かなかったなどの理由では有効期限が切れてから 3 ヶ月を経 過してからの継続手続きはできません。

10. 入会受付はアーティストの個展及びイベント、アーティストのお教室、miriisjapan 羊毛フェルト協会 (以下「当協会」といいます) の WEB サイトからお申込み いただけます。お手続きいただけるファンクラブは、有効期限 1 年の「一般会員」のみとなります

11. 入会をご希望の方は、末尾記載の住所まで、返信用の 82 円切手を 1 枚同封して申請してください。折り返し入会案内を送付いたします。

12. 会員は、ファンクラブの会員特典を受けることができます。会員特典の内容は随時変更されます。なお、会員は、パソコン または携帯電話でインターネットをご利用できる環境にないと会員特典の一部を受けられない場合があることを予め承知します。

13. ファンクラブは、この規約を予告なく改訂することがあり会員はファンクラブによる規約の変更に予め同意するものとします改訂されたこの規約については、ファンクラブより告知されるものとし、変更後の規約が閲覧可能となった時点から効力を有するものとします。

14. イベントなどの会場で当協会または当協会が委託する者が会員に対し会員証および身分証明書またはその写しの提示を求めることがあります。イベント会場などへはこれらをかならず携帯してください。応じない場合、または不携帯の場合は、イベント会場より退出させる場合があります。退出させられた会員はチケット代の払い戻しやその他の賠償請求をすることはできません。

第 3 条 (個人情報の使用)

会員が登録した個人情報は、当協会がホームページ (<http://miriisjapan.or.jp/privacy.html>) に掲載する別添「ファンクラブ プライバシー ポリシー」に従い使用します。

第 4 条 (禁止行為)

会員は、以下に該当する行為を行ってはならないものとします。

- (1) 第 1 条の目的に反する行為
- (2) 会員資格の売買・譲渡・架空名義の使用・不正な名義変更・共有・第三者への使用許諾
- (3) 当協会が別途規定するチケット会員規約に違反する行為
- (4) ファンクラブにおける営利活動及びこれに準ずる行為
- (5) アーティストの著作、会報、オリジナル商品等の無断複製、転載及び再配布する行為
- (6) アーティストやファンクラブの他の会員及びファンクラブの財産、名誉、信用、プライバシー、肖像権、パブリシティ権等の権利を侵害する行為
- (7) アーティストを誹謗中傷し、その名誉または信用を毀損 忌み する行為
またはその恐れを生じさせる行為
- (8) アーティストあるいは当協会他関連会社に連絡や面会を強要する行為
- (9) その他ファンクラブの運営、他の会員及び当協会他関連会社に迷惑・支障をきたす行為。

第 5 条 (会員資格の喪失)

1 会員が以下の項目に該当する場合、ファンクラブは当該会員の資格を抹消することができるものとします。

- (1) 会員が退会を申し出た場合
- (2) 会員の登録情報に虚偽の事実が認められた場合
- (3) 過去に強制的にファンクラブを退会させられたことが判明した場合
- (4) 会員が前条の禁止行為を行った場合、その他この規約に違反する行為をした場合、会員が資格を喪失した

2 会員が前項に基づき会員資格を喪失した場合、理由の如何を問わず、支払済みの入会金、会費等の返還はな

されないものとしします。

第 6 条 (免責)

1. ファンクラブのサービスに関し、当協会またはアーティストの責に帰すべき事由により会員に損害が生じた場合、当協会及び タレントの責任は、当該損害が発生した年に会員から納付された会費額相当額が上限となるものとしします。ただし、当協会 またはアーティストに故意または重過失がある場合はこの限りではありません。
2. ファンクラブ 運営及び会員に関する質問は、ファンクラブ専用回線のみにて受付け致します。
3. 会員に送られる全ての通知及びその他の文書は、登録された住所宛てに郵送されるものとしします。
4. 申込期限のあるお知らせを確認しないまま期限を過ぎた場合、お申込みの権利は消失
5. イベント等が指定されたチケットなどの郵便物を不在等の理由で受け取らないままイベント開催日を過ぎた場合は全て無効となり、 代金の返還はいたしません。
6. 会員に起因する事由により、ファンクラブのサービスの利用における障害については一切責任を負いません。
7. 郵便局等の各種機関による手続きの不備や事故については一切責任を負いません。
8. チケットの優先予約は、一般発売に先駆けて予約を行うということで、必ずしも良い席が取れるとは限りません。また、会場やイベント内容によってはチケット枚数に制限がありますので、チケットをお取りいただけない場合もございます。
9. イベントなどの告知をインターネット、ホームページや電子メール等の他の媒体と並行して発行する場合があります。
10. 当協会は、アーティストの活動状況やその他の事情によりファンクラブの運営を継続し難いと判断した場合には、ファンクラブ の全部または一部を解散するものとしします。
11. 前項の場合、当協会は会員に対し、支払済みの入会金、会費等の返還は行わないものとしします。

第 7 条 (紛争の解決)

1. この規約に定めがない場合またはこの解釈に疑義がある場合は、ファンクラブ と会員との間で双方誠意をもって話し合い、 これを解決するものとしします。
2. 紛争を訴訟によって解決する場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

一般社団法人 miriisjapan 羊毛フェルト協会

『きりのみりい オフィシャルファンクラブ事務局』